

2024年度シニアリーグ戦要項

改版 2024年11月15日

- 大会名 三重県シニアサッカーリーグ戦
主催 三重県サッカー協会シニア委員会
主管 シニア委員会県リーグ運営理事会
運営方法
- ・40リーグ：前期 A・Bブロックに分けリーグ戦
：後期 上位・下位に分けリーグ戦
上位：Aブロック1位～4位、Bブロック1位～4位、Aブロック5位 or Bブロック5位
Aブロック5位 or Bブロック5位については順位決定方法に基づき決定する
前期リーグの勝ち点は後期リーグ開始時にリセットとする
リーグ戦中止等により試合会場が確保出来ない場合は、後期は順位トーナメントとする
 - * 後期上位リーグ対象チームは2025年度シニア40 S1リーグ所属となる
順位トーナメントの場合は1位～9位までが2025年度シニア40 S1リーグ所属となる
 - * 後期下位リーグ対象チームは2025年度シニア40 S2リーグ所属となる
順位トーナメントの場合は10位～18位までが2025年度シニア40 S2リーグ所属となる
 - ・50リーグ：2回戦総当り
リーグ戦中止等により試合会場が確保出来ない場合は、総当たり回数を減らす場合がある
 - ・60リーグ：4回戦総当り
リーグ戦中止等により試合会場が確保出来ない場合は、総当たり回数を減らす場合がある
 - ・70対抗戦：1日1試合～2試合 計6試合実施する
リーグ戦中止等により試合会場が確保出来ない場合は、回数を減らす場合がある
 - ・リーグ、対抗戦の勝ち点
勝ち：3点 引き分け：1点 負け：0点
 - ・リーグ、対抗戦の順位決定方法
 1. 勝ち点の多い順
 2. 棄権試合の数が少ない順
 3. 得失点差の多い順
 4. 総得点の多い順
 5. 対戦成績で勝チーム
 6. 累計警告ポイントが少ないチーム
イエロー：1点 レッドカード：3点
 7. 決定方法6までに順位が決まらない場合は、抽選で決定する
- 競技規則 公益財団法人日本サッカー協会の競技規則を適用する
1. 試合時間
 - ・40リーグ ～ 60リーグ <25 - 5 - 25>ゲームとする
 - ・70対抗戦 <20 - 10 - 20>ゲームとする
 2. 選手交代
交代の人数制限は無い（一度退いた競技者も再び出場できる）
70対抗戦においては自由な交代とする
ベンチ側のタッチラインにセンターラインから3メートルずつの交代ゾーンを設ける
本部に交代を告げてから交代となる

3. オフサイドポジション(60リーグ・70対抗戦に適用)

競技者は次の場合オフサイドポジションにいることになる

- ・競技者の位置が相手コート内において2人目の相手競技者よりゴールラインに近い場合
但しオフサイドポジションにいること自体は反則ではない反則
- ・オフサイドポジションにいる競技者は次のいずれかによってそのときのプレーにかかわっていると主審が判断した場合のみ反則となる
 - ・プレーに干渉する
 - ・相手競技者に干渉する
 - ・その位置にいることによって利益を得る

懲罰

(公財)日本サッカー協会が定める懲罰規定に基づき、リーグ戦に係わる

懲罰問題を処理するためにリーグ戦規律委員会を設置する

- ・本大会期間中に警告を2回受けた選手は直近の1試合に出場できない
- ・退場(レッドカード)を命じられた選手は出場停止等に関するリーグ規程に基づき
出場停止日数を決定する

但し2試合以上の上場停止についてはMFA規律・フェアプレー委員会に報告後、決定される
(出場停止までのフロー参照)

- ・リーグ戦要項に従わない場合についても懲罰の対象となりリーグ戦規律委員会にて審議する

リーグ戦規律委員会

委員長：西城 信彦 (リーグ運営理事会副理事長)

副委員長：高橋 美幸 (40リーグ運営責任者)

委員：若畑 達三 (40リーグ運営副責任者)

委員：辻 弘希 (40リーグ運営副責任者)

委員：山下 喬士 (40リーグ運営副責任者)

委員：大田 浩治 (50リーグ運営責任者)

委員：増谷 一 (50リーグ副運営責任者)

委員：近藤 省吾 (60リーグ運営責任者)

委員：上野 充由 (70リーグ運営責任者)

委員：樋口 淳一 (シニア委員会委員長)

幹事：山口 浩樹 (シニア委員会審判部長)

参加資格

- ・40リーグ:40歳以上(1985年4月1日までに生まれた選手であること)
- ・50リーグ:50歳以上(1975年4月1日までに生まれた選手であること)
- ・60リーグ:60歳以上(1965年4月1日までに生まれた選手であること)
- ・70対抗戦:70歳以上(1955年4月1日までに生まれた選手であること)

・アンダー枠は採用しない

・1種登録者並びに県外登録者は出場出来ない

・日本サッカー協会チーム登録種別(シニア)登録選手であること

・女性選手について(シニア登録が出来ない場合)

日本サッカー協会登録選手であれば年齢は問わない

女性選手が他のチームで試合に出場している場合は認めない場合がある

・各チームにおいて4名以上の審判(有資格者)が在籍していること

試合(審判割り当てがある場合)に4名以上の審判が帯同すること

4名以上の審判(有資格者)が在籍していない場合は一定期間(3ヶ月)の猶予を与えるが
猶予期間中に4名以上の審判が確保できない場合はリーグ戦参加資格がなくなる

選手登録

1. シーズン中の追加登録については、日本サッカー協会登録最終承認後(登録費支払い後)
リーグ運営理事長にリーグ戦登録書にて申請しリーグメンバー表が送付された時点から
リーグ戦に参加できる(未登録者出場防止対策)

2. シーズン中の選手移籍については、当該チームに報告後

リーグ運営理事長にリーグ戦登録書にて申請し承認された時点からリーグ戦に参加できる

但し日本サッカー協会登録チーム変更の場合は抹消・追加登録後でなければ出場できない

3. 日本サッカー協会1種登録者並びに県外登録者は選手登録ができない

| | |
|--------|---|
| 表彰 | <ul style="list-style-type: none"> ・40リーグ 優勝・準優勝・3位・下位リーグ1位を表彰する ・50リーグ 優勝・準優勝を表彰する ・60リーグ 優勝を表彰する ・70対抗戦 優勝チームを表彰する |
| 審判 | <p>主審・副審・第4審判は資格保有者がすること(無資格者の審判は認めない)</p> <p>主審はチーム内上級資格者とする</p> <p>3名の審判員(主審・副審2名)のいずれかがその職務の続行(ケガ等)が不可能になった場合のみ交代を認める。交代の場合はその理由を必ず本部に報告する事</p> <p>主審、副審、第4審判は審判服(シャツ・パンツ・ストッキング)を必ず着用する事(厳守)</p> <p>日没時間等により試合と試合の間の時間を短縮する場合はシャツのみで可とする</p> <p>自チームの試合終了後、次の試合が審判(試合と試合の間の時間が10分)の場合はシャツのみで可とする</p> <p>主審・副審は審判ワッペンをつける事(厳守)</p> <p>主審への選手交代は第4審判が行う事</p> <p>審判服(シャツ・パンツ・ストッキング)は黒色とするが</p> <p>主審・副審・第4審判が色を揃えられる(シャツ・パンツ・ストッキング)のであれば他の色の審判服も可とする</p> <p>但し担当試合のチームのユニフォーム色を確認する事</p> <p>警告者・退場者が出た場合は審判報告書を作成する事</p> |
| 用具 | <p>①ユニフォーム</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)日本サッカー協会ユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない <ul style="list-style-type: none"> ・各チームで試合に使用するユニフォームは審判服(シャツ・パンツ・ストッキング)の黒色と明確に違う色である事 試合で審判の色彩と判別ができない場合、審判(主審・副審・第4審判)はビブス着用 着用の場合は判別しにくいユニフォームチームにてビブスを準備 ・判別は審判ならびにリーグ運営委員でする事 ・日本サッカー協会ユニフォーム規程に違反する場合は使用不可とする 2)フィールド選手のユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)については、組合せに指定されているユニフォームを着用の事 0-70については年齢別パンツの使用は可とする 3)ユニフォームへの広告表示については本協会「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合のみこれを認める ユニフォームに広告表示がある場合は三重県サッカー協会事務局へ確認してください 4)ソックスの上にテープを巻く場合そのテープ等の色はソックスの色と同じものに限る 5)アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する事 <p>②眼鏡</p> <p>プラスチックあるいは類似の素材でできた最近のスポーツメガネ以外は使用禁止とする</p> <p>③ベンチ控え選手</p> <p>ベンチ控え選手はチームで用意したビブスを着用(厳守)</p> |
| 落雷事故防止 | <p>落雷の恐れがある場合は即刻試合を中断し安全な場所へ避難する</p> <p>雷活動(雷鳴、雷光)が止んでから20~30分以上経過し、活動を再開すること</p> <p>会場当番は審判・リーグ運営委員と協議し試合再開時間を決定する事</p> <p>再開が不可能の場合、再試合とするが前半終了している場合は成立とする</p> |

熱中症対策

1.試合当日三重県に熱中症警戒アラートが発令されている場合は中止とする

各リーグ運営責任者が確認しLINEにて連絡する事

2.試合前(30分前)にWBGT計測器にて計測を実施

31 \leq WBGT 試合は原則中止

28 \leq WBGT $<$ 31 嚴重警戒 25 \leq WBGT $<$ 28 警戒

試合における熱中症対策

嚴重警戒時

- ・飲水タイム・ハーフ2回 内1回は日蔭(ベンチ)に入り身体を冷やす(クーリングブ레이크3分)
- ・試合時間の短縮、ハーフタイムの時間を変更する
40リーグ ~ 60リーグ $<20 - 10 - 20>$ ゲームとする
70対抗戦 $<15 - 15 - 15>$ ゲームとする

警戒時

- ・飲水タイム・ハーフ2回
- ・試合時間の短縮、ハーフタイムの時間を変更する
40リーグ ~ 60リーグ $<20 - 10 - 20>$ ゲームとする
70対抗戦 $<15 - 15 - 15>$ ゲームとする

3.試合中(ハーフタイム)にWBGT計測器にて計測を実施

31 \leq WBGT 試合を中止・中断又は延期する

ただし下記の対策がとられている場合は試合を実施してもかまわない

・各選手

外部冷却を実施:アイスバス、アイスパック、クーリングベスト、ミストファン、送風、頭部・頸部冷却、手掌冷却等

内部冷却を実施:水分補給

・各チーム

ベンチを含む十分なスペースにテント等を設置し、日射を遮る

ベンチ内でスポーツドリンクが飲める環境を整える

緊急対応用に、氷・スポーツドリンク・経口補水液を十分に準備する

・飲水タイム・ハーフ2回 内1回は日蔭(ベンチ)に入り身体を冷やす(クーリングブ레이크3分)

・試合時間の変更

40リーグ ~ 60リーグ ハーフタイム10分 後半20分とする

70対抗戦 ハーフタイム15分 後半15分とする

28 \leq WBGT $<$ 31 嚴重警戒

・飲水タイム・ハーフ2回 内1回は日蔭(ベンチ)に入り身体を冷やす(クーリングブ레이크3分)

・試合時間の変更

40リーグ ~ 60リーグ ハーフタイム10分 後半20分とする

70対抗戦 ハーフタイム15分 後半15分とする

25 \leq WBGT $<$ 28 警戒

・飲水タイム2回の実施

・試合時間の変更

40リーグ ~ 60リーグ ハーフタイム10分 後半20分とする

70対抗戦 ハーフタイム15分 後半15分とする

4.WBGT計測実施者

当番チームにて計測(地上1.2~1.5m)

但し四日市中央フットボール場・AGF鈴鹿陸上競技場については

計測器を借りる事が出来ない為、理事会より計測器を準備し計測実施者を指定する

5.注意事項

天然芝に比べ人工芝は太陽光を吸収しやすく、表面温度が高くなる為、水分補給をこまめにとる事

その他

1. リーグに参加する選手は、スポーツ傷害保険に加入していること
また試合中の傷害等に対する責務は一切負わない
2. 試合を棄権(メンバー7名未満)したチームについて
 - ・0対3で負けとする
 - ・審判としての割り当て試合は責任を持って行う事とする
 - ・棄権したチームが当番チームの場合は当番を行う事とする
 - ・対戦チームが当日1試合しかない場合は対戦相手の審判も棄権チームの割り当て審判とする
 - ・対戦チームが当日当番チーム(1試合しかない場合)の場合は棄権チームの当番割り当てとする審判・当番については他チームに依頼するのは可とするが棄権チームで責任を持つ事
3. 試合においてゲームキャプテンはキャプテンマークを着用する事
4. リーグ参加チームはリーグを最優先にすること(厳守)
5. 警報等によるリーグ中止等の決定方法
 - 5-1. 試合当日三重県下に大雨警報・暴風警報・暴風雨警報が発令されている場合は中止とする(尾鷲市・熊野市等東紀州地域は対象外とする)
各リーグ運営責任者が警報情報を確認しLINEにて連絡する事
 - 5-2. 大雨等でも警報が出されていない場合はリーグ戦を開催するが会場が使用できない場合は中止とする
当日、前半の会場当番が使用可能か会場事務所に確認する事
使用できない場合はLINEにて連絡する事
6. リーグ試合球の空気圧について
 - 0. 8気圧で統一する
7. 本部席について
 - ・当番チームから2名以上(厳守)
 - ・審判担当チームの第4審判(厳守)
8. リーグで事故(ケガ含)が発生した場合、当該チームから報告書を提出する事
提出フロー: チーム → 各年代リーグ運営責任者 → リーグ運営理事会理事長
9. 各リーグ当番チームはAED・担架を会場事務所に確認し使用出来る様にしておくこと
10. 各チーム救命処置(心肺蘇生とAEDの使用)の手順を選手・スタッフが熟知(数名)しておくこと
11. リーグ運営理事会から指定されたメンバー表であること
メンバー表が正規のものでない場合は試合に出場不可としチームは棄権扱いとする
メンバー表に不正等があればチームは懲罰の対象となりリーグ戦規律委員会にて審議する
12. 日本サッカー協会に登録されていない選手が出場した場合は没収試合(棄権扱い)とし対象チームは懲罰の対象となりリーグ戦規律委員会にて審議する
13. リーグ選手登録書に記載がない選手が出場した場合についてもその試合を没収試合(棄権扱い)とし対象チームは懲罰の対象となりリーグ戦規律委員会にて審議する

以上

出場停止等に関するリーグ規程

作成:2024年3月25日

1.警告

1-1. リーグ戦の異なる試合において繰り返し警告を受けた場合

1試合の出場停止

1-2. 同一試合中に2度警告を受け退場を命ぜられた場合

1試合の出場停止

2.退場

2-1. 相手チームの決定的得点機会の阻止

1試合の出場停止

2-2. 選手等に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用

1試合の出場停止

2-3. 選手等に対する反スポーツ的行為

1試合の出場停止

2-4. 選手等に対する暴行(肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける等)

最低3試合の出場停止

規律委員会開催 → MFA規律・フェアプレー委員会に報告 → 停止日数の決定

2-5. 審判員の判定に対する執拗な抗議

1試合の出場停止

2-6. 審判員に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用

最低4試合の出場停止

規律委員会開催 → MFA規律・フェアプレー委員会に報告 → 停止日数の決定

2-7. 審判員に対する威嚇又は脅迫

最低6ヶ月の出場停止

規律委員会開催 → MFA規律・フェアプレー委員会に報告 → 停止日数の決定

2-8. 審判員に対する暴行(肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける等)

最低12ヶ月の出場停止

規律委員会開催 → MFA規律・フェアプレー委員会に報告 → 停止日数の決定

2-9. その他

MFA規律・フェアプレー委員会に確認後、規律委員会開催

以上

出場停止までのフロー

改版: 2024年11月15日

